

# 投票所のご案内



<p>大字五明（五明2・3・4）、日影にお住まいの方</p> <p><b>第3投票所 日影分館</b></p>	<p>大字玉川（春和1・2・3・4・5）、田黒にお住まいの方</p> <p><b>第2投票所 春和分館</b></p>	<p>大字玉川（一ト市1・2、仲井1・2、根際、上郷）、五明（五明1）にお住まいの方</p> <p><b>第1投票所 玉川公民館1階</b></p>
<p>大字瀬戸元上、瀬戸元下、大附にお住まいの方</p> <p><b>第6投票所 瀬戸公民館</b></p>	<p>大字本郷、別所、田中、桃木、関堀、馬場にお住まいの方</p> <p><b>第5投票所 体育センター</b></p>	<p>大字番匠にお住まいの方</p> <p><b>第4投票所 番匠文化センター</b></p>
<p>大字柵平にお住まいの方</p> <p><b>第9投票所 泉原集会室</b></p>	<p>大字大野にお住まいの方</p> <p><b>第8投票所 大野くすの木センター</b></p>	<p>大字西平、雲河原にお住まいの方</p> <p><b>第7投票所 萩ヶ丘小学校体育館</b></p>

- ◆ 郵送される入場券で、投票所等の確認をお願いします。
- ◆ 第8、第9投票所の投票時間は、1時間短縮し午後7時までとなります。

投票日当日、投票所に行けない方

**玉川公民館1階**  
(役場本庁舎南側)

**◆ 期日前投票**

10月11日(金)から10月26日(土)まで  
午前8時30分から午後8時まで  
玉川公民館1階  
(役場本庁舎南側)

問い合わせ ときがわ町選挙管理委員会 (役場本庁舎2階総務課内)  
Tel 65 - 1521 (代表)

# 参議院埼玉県選出議員補欠選挙 投票日 令和元年10月27日(日)

参議院埼玉県選出議員補欠選挙が行われます。  
投票日当日、用事のある方は期日前投票ができます。  
貴重な一票を大切に、投票しましょう。

## 主な日程

**告示日** 10月10日(木)

**投票日** 10月27日(日)

**投票所** 次ページ参照

**投票時間** 午前7時から午後8時まで  
※ただし、第8投票所及び第9投票所は午後7時まで

**開票日時** 10月27日(日) 午後9時から

**開票所** 玉川公民館2階

## 投票できる方

**年齢要件** 平成13年10月28日までに生まれた方

**住所要件** 令和元年7月9日までにときがわ町に住居登録をし、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている方。

## 投票所入場券

投票所の入場券は世帯ごとに、はがきで郵送します。1通に4人分の入場券が印刷できるように折ります。お手元に届いたら三つ折りを全部開き、印刷されている住所、氏名、投票所などを確認してください。投票するとき、それぞれ切り離し、

各自投票所へお持ちください。  
入場券が配達されなかったときや、入場券を紛失したときは、投票所の係員にその旨お伝えください。選挙人名簿と照合し、本人確認をしたうえで、入場券をその場で再発行します。入場券の二重発行による不正を防ぐため、郵送などによる再発行は行いません。

## 期日前投票

期日前投票は、投票日前に投票することができます。

**投票の対象者**

- ◆ 期日前投票を行う日に選挙権のある方
- ◆ 投票日に仕事、冠婚葬祭、シジャーなどで投票所にいけない方

**投票期間** 10月11日(金)から10月26日(土)まで

**投票時間** 午前8時30分から午後8時まで

**投票場所** 玉川公民館1階  
(役場本庁舎南側) (左ページ参照)

**必要なもの** 投票所の入場券、期日前投票宣誓書

※期日前投票をする場合は、受付に投票所入場券と期日前投票宣誓書の提出が必要となります。期日前

## 代理投票

投票宣誓書の記入用紙は、入場券の裏面に印刷されています。また、町ホームページ・期日前投票所にも用意していますので、ご利用ください。

## 点字投票

目の不自由な方は、点字で投票できます。点字器が用意してありますので、投票所で係員にその旨お伝えください。

## 滞在先の市区町村での不在者投票

仕事や用事などで遠隔地に滞在して、期日前投票も当日の投票もできない方は、あらかじめときがわ町選挙管理委員会に投票用紙等を請求して取り寄せることで、滞在先の市区町村選挙管理委員会に不在者投票をすることがあります。投票用紙を郵送でやりとりしますので、お早めにお問い合わせください。

## 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり、投票所に行つて投票できない場合は、郵便による不在者投票ができます。ただし、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、一定の要件に該当する場合、あるいは介護保険法による要介護者で区分が「要介護5」に認定されている方に限られます。

郵便等で不在者投票をする時は「郵便投票証明書」が必要ですので、ときがわ町選挙管理委員会に申請してください。あらかじめ手続きが必要ですよ。

## 指定病院等における不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院または、老人ホーム等に入院・入所の方は、その施設で不在者投票ができますので、施設の長(院長または所長等)に対し、投票用紙の請求をしてください。

## 選挙公報

候補者の政見等を掲載した選挙公報が発行されます。この公報は、朝刊の折込みで配布する予定です。役場、公民館の窓口にも設置しますのでご利用ください。

なお、新聞購読をしていない方などで郵送を希望する場合は、事前に選挙管理委員会までご連絡ください。

ご不明な点がございましたら、選挙管理委員会にお問い合わせください。